

## 塾長式“ダイヤモンド”ライフスタイル実現法 受講誓約書

J travel consulting 株式会社 御中

J travel consulting 株式会社(以下「甲」という)と、お客様(以下「乙」という)は、次のとおり商品売買契約(以下「本契約」という)を締結する。

### 第1条(商品)

目的となる商品(以下「本セミナー」という)は、次のとおりとする。

商品名:塾長式“ダイヤモンド”ライフスタイル実現法

### 第2条(目的)

1. 本セミナーは、乙が本セミナーを受講し、当情報の活用により生活向上を図ること等を目的としたものであり、甲は、本契約に基づいて本セミナーに係るサービスを提供するものとする。提供される情報はあくまでも一例の情報であり、その使用等に関して貴社は一切責任を負わないことを理解する。乙は甲から提供される内容の正確性については、その内容を保証するものではないことに同意する。

2. 乙は本契約のすべてに同意するものとする。

### 第3条(サービス提供方法)

1. 甲は乙からの入金確認後に、サービス提供の案内を乙のEメールアドレスに連絡するものとする。サービスの提供や連絡はEメールを伝達手段とする。

### 第4条(秘密保持)

1. 提供される情報は秘匿性にあたることを認識しており、その重要性を理解する。

2. 本セミナーに関する下記の情報(以下、「本件秘密情報等」といいます。)を、自己又は第三者のために利用、開示、漏洩しない。

①本セミナーで提供される講義内容及びその技術体系に関する情報

②本セミナーにて使用又は配信された資料や動画に記載された情報

③セミナー受講生に関する個人情報

3. 秘密事項に限らず、コンテンツの一部または全部を、無断でキャプチャー、録画、録音することを禁ずる。

### 第5条(商品の流出)

本セミナーにおけるコンテンツを第三者へ流出、転売、複製、公衆送信、翻案、配布、記載等などは一切禁止する。

### 第6条(除名)

1. 甲は乙が本契約に違反もしくは次の各号に該当する時、甲は、乙に対して直ちに本セミナーへの参加資格を剥奪し、その損害を賠償することができる。

(1) 本契約に定める禁止行為があったとき。

(2) 本セミナーに関するすべての情報について、故意または過失を問わず、情報の漏えい、改ざん、流出、公開等の行為があったとき。

(3) 本契約および本セミナーに付随するサービスの契約等に違反したとき。

(4) 甲に提供する情報に虚偽を用いたとき。

(5) 他メンバーへの明らかな誹謗中傷があったとき。

(6) その他、甲が会員としてふさわしくないと判断したとき。

2.乙が資格喪失した場合、乙は、甲から受領済みの諸費用がある場合には、理由の如何を問わず一切返還しないものとし、乙はこれを承諾するものとする。

3. 甲は、乙が資格喪失によって本セミナーを受講することができず、これにより乙に損害が発生したとしても、何等の責任も負わないものとする。

#### 第7条(契約解除)

当事者の一方が本契約の条項に違反した場合には直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

乙による、本ページでの規約に同意、甲による誓約書のメールの発送をもって、本契約は成立するものとする。